



埼玉県中小企業等 奨学金返還支援事業補助金

奨学金を返還する従業員に手当を支給する中小企業等へ補助します！
若者から選ばれる魅力ある企業を目指して取り組みませんか！

埼玉県では中小企業等の人材確保と定着を促進し、若者から選ばれる魅力ある中小企業等を支援するため、奨学金返還支援制度を設ける中小企業等に対して一定額を補助します。

制度を設けるメリット

- 人材の確保、従業員定着が期待できる
- 従業員のモチベーション向上
 - 企業イメージの向上
- HPやその他広報媒体への掲載による企業の紹介

補助対象者(中小企業等)

奨学金返還支援制度を設ける、県内に事業所がある中小企業等
※学校法人、医療法人、社会福祉法人、NPO、公益法人、個人事業主等を含む

支援対象者(従業員)

県内事業所に勤務する、奨学金返還中の正社員(中途採用を含む)
※居住要件、年齢制限なし

対象奨学金

日本学生支援機構及び地方公共団体、大学、公益法人、民間企業等の貸与奨学金
※医療・福祉などの特定分野、企業等の人材確保や地域への定着を目的とするもので返還を免除されるものを除く

補助額等

奨学金返還支援を行った企業負担額の1/2(上限1人・年9万円)
埼玉県多様な働き方実践企業については、企業負担額の2/3(上限1人・年12万円)

※埼玉県多様な働き方実践企業とは、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間労働など、多様な働き方を実践している企業等を県が認定する制度。



埼玉県マスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

補助期間

対象者1人につき
最大6年間

奨学金返還支援ホームページ

詳細は、奨学金返還支援ホームページ(埼玉県中小企業団体中央会)をご覧ください。

<https://www.saitama-shougakukinhojyo.com>



Q&A



Q1 どのような制度内容や社内規程にすればいいのでしょうか？

A1 就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返還支援制度(手当等)を設ける必要があります。就業規則の作成等のご相談については、専門家(社会保険労務士)の無料アドバイスが受けられます。下記のお問合せ先にご連絡ください。



Q2 奨学金返還支援制度を導入することで、どんなメリットがありますか？

A2 20代などの若い世代の従業員は、まだ収入が少ないため、返還が経済的・心理的に大きな負担と感じている方が多くいます。企業が返還を支援することで負担感を軽減し、安心して仕事に専念してもらうことができます。

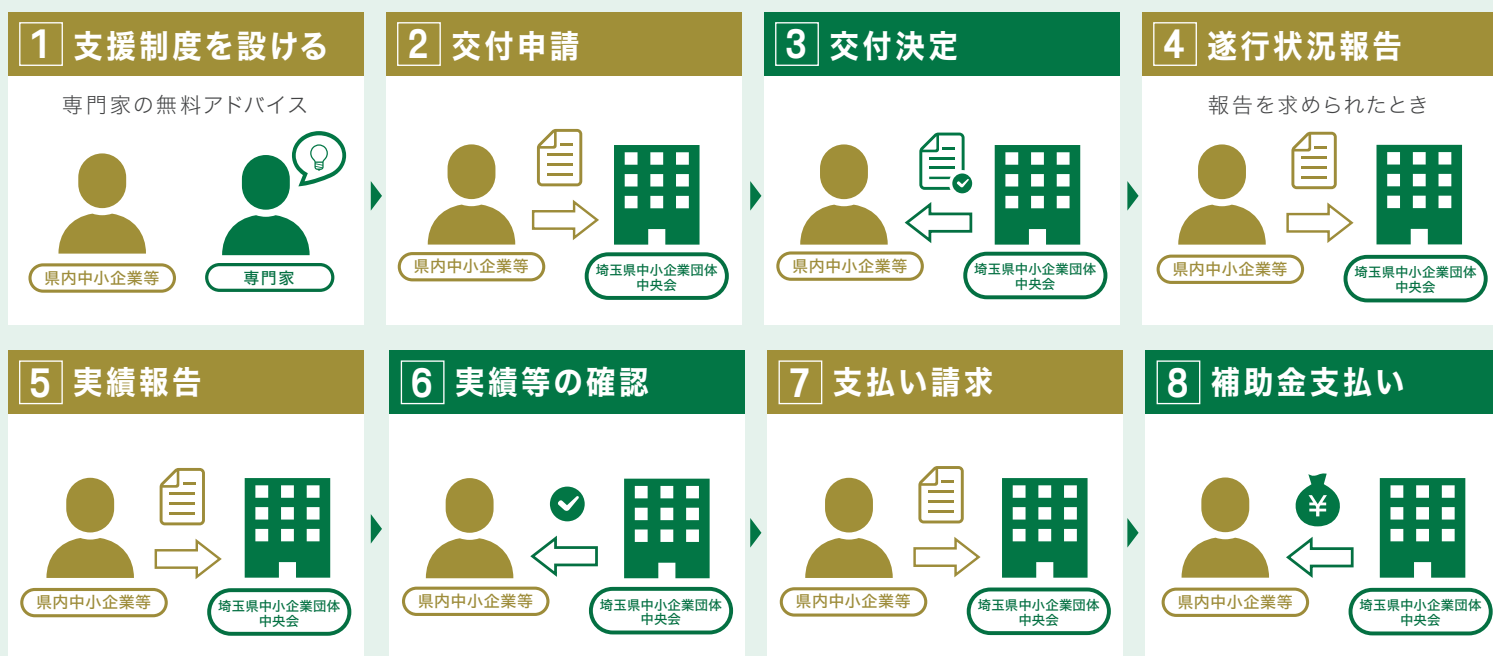


Q3 奨学金を受給して大学や専門学校に進学している人は多いのですか？

A3 日本学生支援機構の調査によりますと、大学生(昼間部)では49.6%、短期大学生(昼間部)では56.9%が奨学金を受給していると答えています(令和2年)。奨学金返還支援制度を通して、企業の採用や人材定着の機会につながることを期待されます。



申請手順



交付申請等(②～⑦)については、電子申請システムである「jGrants」を使用しますので、次のURLでGビズIDプライムのIDを取得してください。

<https://gbiz-id.go.jp/>



埼玉県中小企業団体中央会(奨学金返還支援室)

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9階

TEL:048-700-4600 FAX:048-700-4601 受付:月～金曜(祝日、年末年始を除く)9-12時、13-17時

E-mail:toiawase@saitama-shougakukinhojyo.com

お問合せ